

第21回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成30年8月7日 10:00～11:30

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第5会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：大谷、石崎、北野、瀧澤、大橋、田中、難波江、宮崎

K H K：別府、加藤、篠原、成宮

IV. 議 題：

- (1) 委員長の互選、副委員長の指名
- (2) 前回議事録(案)の確認・承認
- (3) 技術基準策定手順書の改正について
- (4) 技術基準整備3ヶ年計画（平成30～32年度）(案) について
- (5) 溶接容器溶接補修基準 KHKS0180の改正（軽微な変更）について（報告）
- (6) 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124（2014）の見直しについて
- (7) アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125（2013）の見直しについて
- (8) 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126（2014）の見直しについて
- (9) その他

V. 配付資料

資料21-1 移動容器規格委員会委員名簿

資料21-2 第20回移動容器規格委員会議事録（案）

資料21-3 技術基準策定手順書 改正案（新旧対照表）

資料21-4 技術基準整備3ヶ年計画（平成30～32年度）(案)

資料21-5 溶接容器溶接補修基準 KHKS0180の改正（軽微な変更）について（報告）

資料21-6-1 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124（2014）の見直しについて

資料21-6-2 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 改正要望

資料21-7-1 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125(2013)の見直しについて

資料21-7-2 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125 改正要望

資料21-7-3 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125 改正案
(新旧対照表)

資料21-7-4 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125引用規格比較表

資料21-8-1 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126（2014）の見直しについて

資料21-8-2 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 改正要望

資料21-8-3 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 改正案
(新旧対照表)

- 資料21-8-4 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126引用規格比較表
参考資料1 高圧ガス保安協会 規格委員会規程
参考資料2 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 (2014)
参考資料3 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125 (2013)
参考資料4 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 (2014)

VI. 議事概要

1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局より委員会の成立（委員10名の出席により定足数8名以上を満足）及び欠席委員（石田委員、久保田委員、農頭委員、阿部委員）の報告があった。また、委員長は互選により小川委員に決定し、副委員長は小川委員長の指名により吉川委員に決定した。

2. 前回議事録（案）の確認・承認

事務局より、資料21-2に基づき前回議事録（案）について説明があり、第20回移動容器規格委員会議事録（案）について採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 技術基準策定手順書の改正について

事務局より、資料21-3に基づき技術基準策定手順書の改正について説明があり、改正案について採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

4. 技術基準整備3ヶ年計画（平成30～32年度）（案）について

事務局より、資料21-4に基づき、平成30年度から32年度における移動容器規格委員会の技術基準整備計画について説明があり、技術基準整備3ヶ年計画（平成30～32年度）（案）について採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

5. 溶接容器溶接補修基準 KHKS0180の改正（軽微な変更）について（報告）

事務局より、資料21-5に基づき、昨年度実施した溶接容器溶接補修基準 KHKS0180の改正（軽微な変更）について報告があった。

6. 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 (2014) の見直しについて

(1) 事務局より、資料21-6-1及び資料21-6-2に基づき、高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 (2014) の見直しについて説明があり、以下の意見があった。

・KHKS0126では「6.6容器取付部の強度試験」が規定されているが、KHKS0124ではこの規定がない。この試験で規定されている締付けトルクは、バルブの容器取付部の破断トルクを把握するうえで参考になるので、KHKS0124でもこの試験を規定することを検討してはどうか。

→LPガス用の容器及びバルブの材料は限定的であるが、一般高圧ガス用の材料は種々あり締付けトルクが異なるため、慎重に検討する必要がある。

→KHKS0124の制定時にも同様の議論があり、容器の材質、研磨の有無、シールテープの巻き方等、条件が複雑で締付けトルクは規定しなかった経緯がある。

→各社バルブの取付けについてはノウハウを有しており、一概に規定するのは難しいのではないかと。

- 参考となる数値がないため、締付けトルクの上限值だけでも規定できないか。
- (2) (1)の審議の結果、改正原案を検討する際に上記意見を参考とすることとした。
- (3) 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 (2014) の見直し方針について採決を実施したところ、出席委員の過半数(6名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

7. アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125(2013)の見直しについて

- (1) 事務局より、資料21-7-1、資料21-7-2、資料21-7-3及び資料21-7-4に基づき、アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125(2013)の見直しについて説明があり、以下の意見があった。
- ・「解説 8 安全弁の寸法」に「ねじの長さ及び全長は、図2のものより2mm長いものがあるが、図2の長さに統一することが望ましい。」と記載があるが、現在製造されている安全弁は、ねじの長さ及び全長が2mm長いものが主流である。
- 図2の寸法は1/8-27NGTネジの規格値であり、数値の修正は難しいのでは。
- 図2の寸法以外のものが主流であれば、使用者の利便性を考慮し、KHKSに数値を規定してはどうか。
- 附属書Aに規定されているねじプラグゲージの寸法も図2と同様の数値を用いているため、本文を修正すると他の箇所にも影響がある。
- (2) (1)の審議の結果、「解説 8 安全弁の寸法」について、「図2の長さに統一することが望ましい。」の記述を削除し、「ねじの長さ及び全長が2mm長いものがある。」と事務局で修正することとなった。
- (3) アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125(2013)の見直しについて、軽微な変更に伴う改正を行うことの採決を実施したところ、出席委員の過半数(6名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

8. 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 (2014) の見直しについて

事務局より、資料21-8-1、資料21-8-2、資料21-8-3及び資料21-8-4に基づき、液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 (2014) の見直しについて説明があり、軽微な変更に伴う改正を行うことの採決を実施したところ、出席委員の過半数(6名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

9. その他

次回の委員会開催については、別途日程調整を行う。

以上